

質問書に対する回答書

令和8年10月29日

業 務 名	駅前油見線改築事業に伴う下水道管路施設設計業務	
業 務 場 所	大竹市油見一丁目地内	
質 問 内 容		回 答
<p>業務委託標準仕様書 第1章 総則</p> <p>1.10 管理技術者及び技術者 について</p> <p>(2) の記載に「管理技術者は、技術士（総合監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道）又は下水道法に規定された資格を有するものとし…」とありますが、これらを読み取ると資格については、技術士又は下水道技術検定もしくは実務経験年数を有する者になると思われませんが、RCCM（下水道部門）は、対象外でしょうか。</p> <p>また、他の技術者（照査技術者及び担当技術者）についても資格要件がありますか。</p>		<p>管理技術者の資格要件としては、RCCMは該当しません。</p> <p>照査技術者は、排水設備の設計において相当な技術経験を有していれば結構です。</p> <p>なお、管理技術者が業務全般にわたり技術的管理を行うことから、作業を担当する技術者に資格要件はありません。</p>

以上